

建築基準法第51条の規定による 廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、廃プラスチック類の破碎施設など、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積	備考(処理施設の種類及び処理能力)
福岡金属興業株式会社 代表取締役 横溝 淳弥	北九州市若松区 向洋町52番1 他9筆 (工業専用地域)	敷地面積 20,347.94㎡ 建築面積 129.27㎡ (申請部分 100.00㎡) 延べ面積 129.27㎡ (申請部分 100.00㎡)	産業廃棄物処理施設 ・廃プラスチック類の破碎施設 <u>60.8トン/日(8時間)</u>

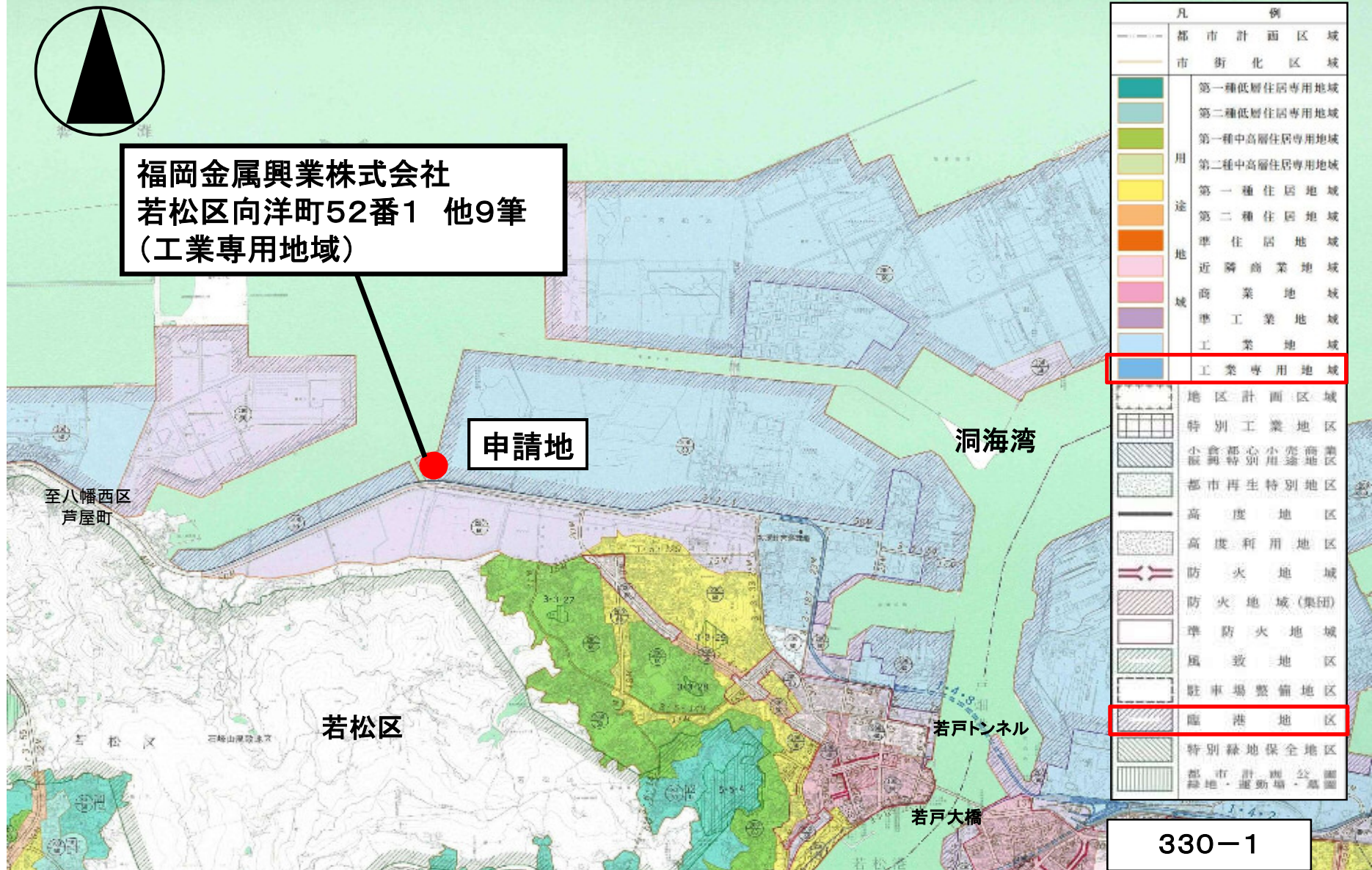
【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は、本社がある直方市において、鉄・非鉄金属・鋼材などの買入、加工及び販売、産業廃棄物の収集運搬及び中間処理業を営んでいる。平成22年から申請地に自社岸壁を備え、本社で加工されたスクラップ等を国内企業へ移出や海外企業への輸出業務を行っている。

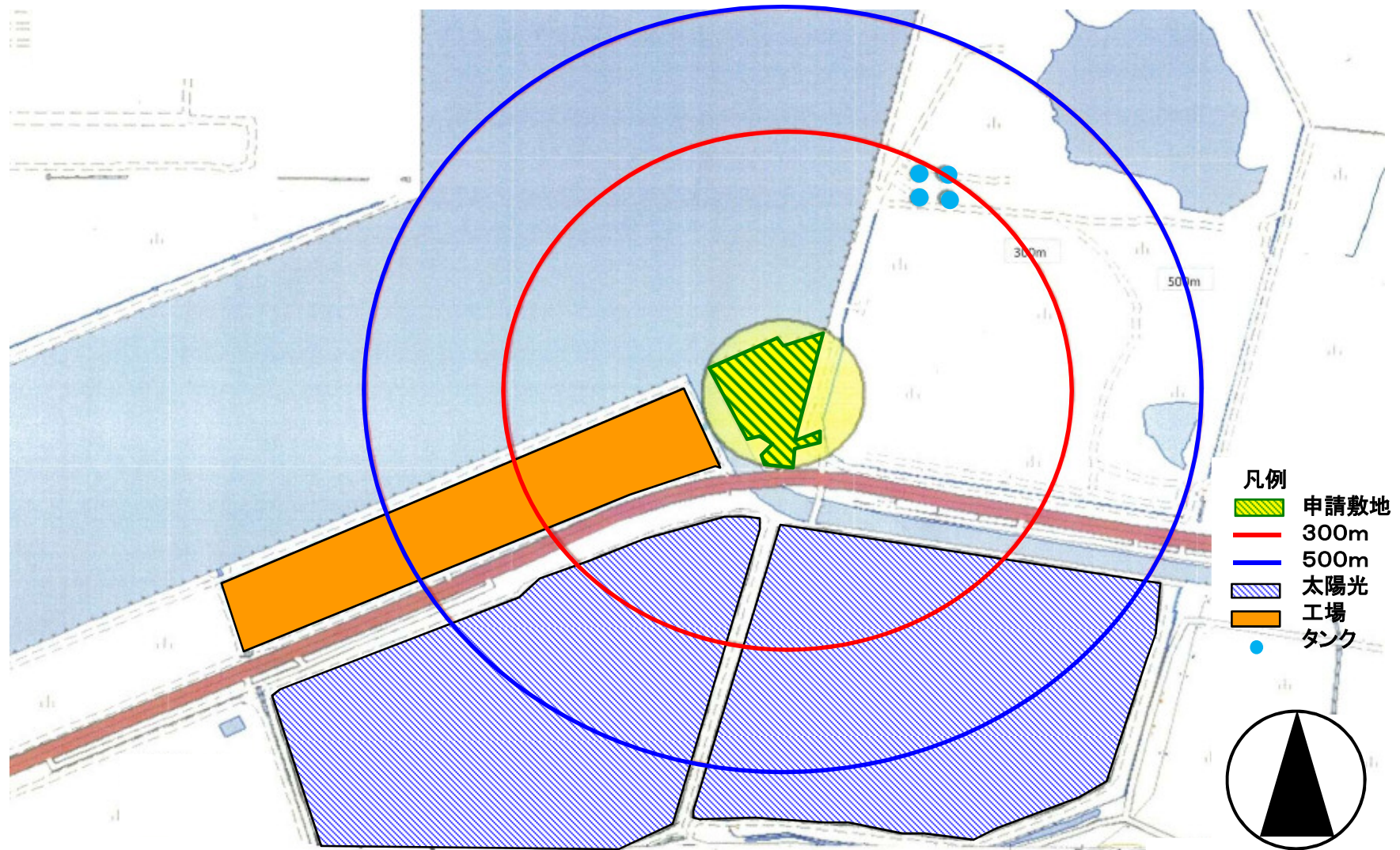
現在、取扱っている雑品スクラップ(鉄、非鉄、プラスチック等が混在したスクラップ)は、人や重機で選別後、そのまま中国などに輸出していたが、今回申請地に新たに破碎機を設置し、金属や廃プラスチック類等に分離することで、安全かつ効率的な処理の実現、リサイクル品質の更なる向上を目指す。

計画している廃プラスチック類の1日当たりの処理能力が、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものである。

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【付近見取図(用途地域図)】

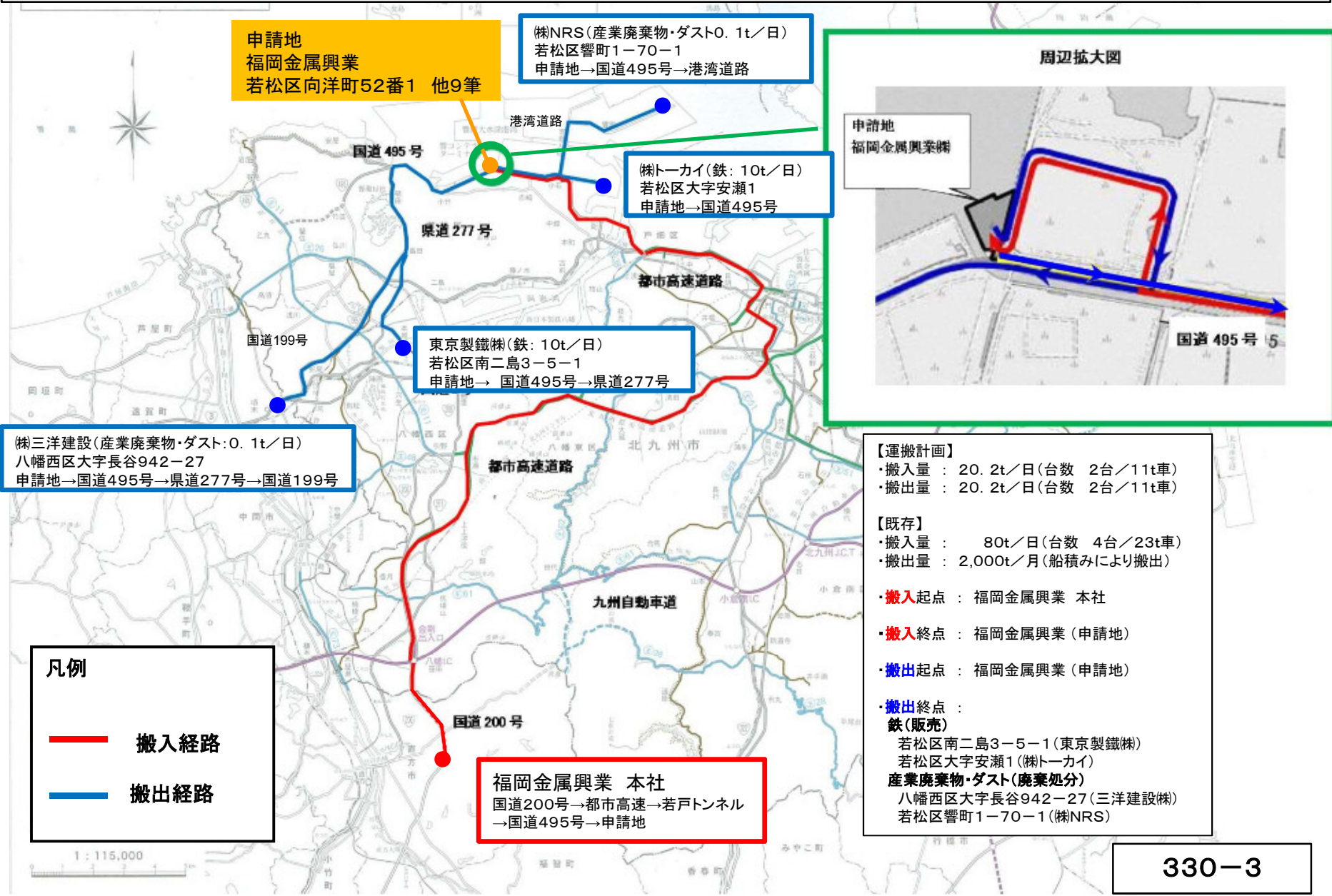


建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【用途現況図】



330-2

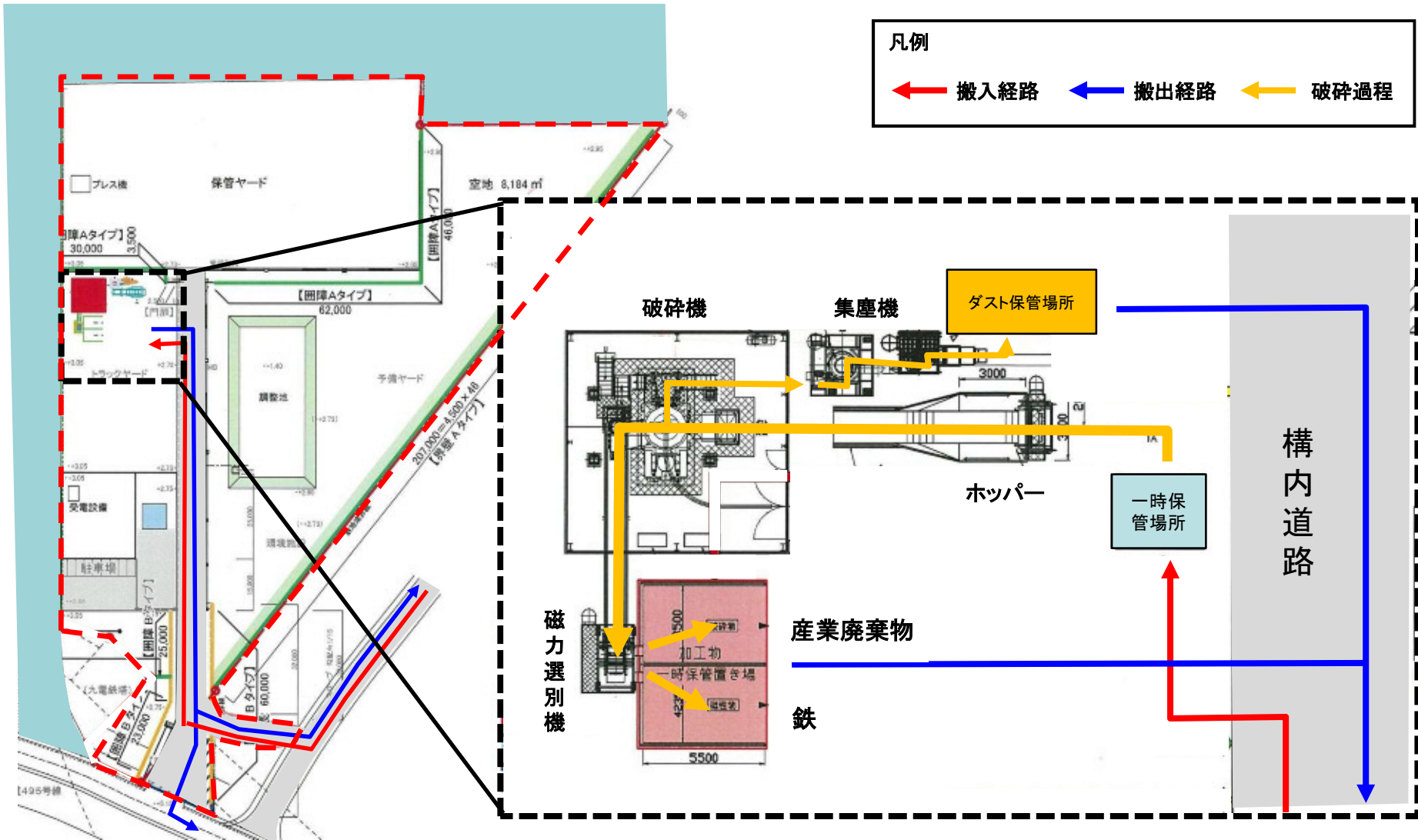
建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】



建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【配置図】



建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【搬入・搬出経路図】



建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【処理フロー図】

